

平成27年度第1回総合教育会議 会議録（要点筆記）

平成27年7月17日（金） 13時30分～14時30分 市役所4階全員協議会室

1 開会（司会進行：総務課 赤司係長）

市長あいさつ

教育委員長あいさつ

2 自己紹介（委員および事務局）

【水俣市総合教育会議出席者】

市長	西田 弘志
教育委員長	荒木 由紀子
委員長職務代理者	河田 奈保子
教育委員	山田 誠次
教育長	吉本 哲裕

【市長部局：事務局出席者】

総務企画部長次長（総務課長）	本田 真一
総務課 行政係 係長	赤司 和弘
総務課 行政係 主事	千々岩 健史

【教育委員会：事務局出席者】

教育総務課長	高沢 克代
教育総務課 総務係 主幹	鎌田 みゆき
教育総務課 総務係 参事	牧 千世

【傍聴者】1名

3 議事（市長招集のため、市長が議長となり進行）

(1)総合教育会議について（説明者：総務課行政係 千々岩主事）

① 総合教育会議について

—事務局説明 資料1—

- ・総合教育会議は市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、全ての地方公共団体に設置される。
- ・総合教育会議で市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図る等々説明あり。

② 今後のスケジュールについて（説明者：総務課行政係 千々岩主事）

—事務局説明 資料2—

- ・平成27年3月までに、新制度移行に伴う条例等の変更の作業を完了した。
- ・平成27年4月1日の改正法施行後は、総合教育会議の開催に向けて運営方法の検討を進めてきた。
- ・本日7月17日に第1回の総合教育会議を開催、要綱・要領等を制定し、教育の現状を把握、今後の教育大綱の策定方針について確認する。
- ・8月に開催される第2回総合教育会議では、事務局より教育大綱の素案を示し、協議する。
- ・第2回総合会議の意見を取りまとめ、9月中に、市長部局で教育大綱を制定する。
- ・大綱制定後は、状況に応じて総合教育会議を開催予定である。

(2)協議・調整事項

改正法第1条「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」の規定により、要綱・要領といった運営に関する必要事項を総合教育会議で諮る。

① 水俣市総合教育会議設置要綱（説明者：総務課 千々岩主事）

—事務局説明 資料3—

- ・総合教育会議の運営に関する内容を記した要綱である。
- ・会議の庶務については、総務課と教育委員会で協力しながら進める。

② 水俣市総合教育会議傍聴要領（説明者：総務課 千々岩主事）

—事務局説明 資料4—

- ・総合教育会議を円滑に運営するために、市民の方々が会議を傍聴される際の注意事項を定めた要領である。
- ・会場の規模に応じて、先着順や抽選により傍聴者を決定する。
- ・会議を非公開とする場合は、傍聴者に退場してもらう。

【質問】 荒木由紀子委員長

- ・総合教育会議に関する設置要綱及び傍聴要領は、いつ付けで制定になりますか。4月1日付けでなくてもいいのでしょうか。

【回答】 総務課 赤司係長

- ・今回の総合会議の運営に関する要綱と要領については、この会議で承認いただければ、本日7月17日公布となります。

総合教育会議の設置については、平成27年4月1日の改正法によって、設置が義務付けられているので、この法律に基づき今回の会議招集がなされたことになりま

す。

【質問】 山田誠次委員

- ・水俣市総合教育会議設置要綱の第2条に「総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う」とありますが、これは総合教育会議の場で、議決を行うものではないということですか。

【回答】 総務課 赤司係長

- ・第2条に掲げる項目に関しては、総合教育会議は協議調整の場でありますので、議決を求めるものではありません。例えば教育大綱についても、ここで協議した意見をもとに、最終的に市長が作成します。議決を求める会議ではありませんので、要綱に多数決等の議決に関する規定はいておりません。

**水俣市総合会議設置要綱及び水俣市総合会議傍聴要領
原案のとおり全員一致で承認**

③ 水俣市の教育の現状（説明者：教育総務課 鎌田主幹）

—事務局説明（資料5、資料6）—

- ・資料5「水俣市教育委員会事業構想」をもとに、現在教育委員会が行っている重点事業について紹介。続いて資料6「第5次水俣市総合計画」の政策Ⅳ「郷土の新しい公共を担う人を育てるまち」をもとに、水俣市としての教育政策を紹介し、水俣市教育委員会の事業と水俣市の総合計画を対比させ水俣市と水俣市教育委員会はこれまでも同じ目標・方針を持ち共に歩んできたことを再確認した。

④ 教育大綱の策定（説明者：教育総務課 鎌田主幹）

—事務局説明（資料1）—

- ・既に教育振興計画を定めている自治体は、当該計画をもって教育大綱に代えることができるが、水俣市は、現在教育振興基本計画が定められていないので、新たに教育大綱を定める必要がある。
- ・教育大綱の対象期間は市長の任期に合わせ、平成27年度から平成29年度までの3カ年を考えている。
- ・内容は、第5次水俣市総合計画及び水俣市教育委員会事業構想をベースにする。
- ・教育大綱の構成としては、水俣市の教育の根本となる方針であることから、細かな事業構想を羅列するものではなく、むしろ要点を絞ったシンプルかつ分かりやすいものにしたい。
- ・参考に他市の教育大綱を紹介。（埼玉県和光市・岡山県総社市）
- ・第2回総合教育会議で、素案を示し協議して頂いて、3回目の総合教育会議において制定したいと考えている。

4 その他

【意見】 荒木由紀子委員長

- ・ さきほど、他市の教育大綱を2点参考に見せてもらいましたが、一例は、子どもの教育に特化している内容の大綱ですね。もう一例は広く社会教育等まで触れてある内容になっています。水俣市の大綱を策定するにあたり、特化したものにするのか、教育全般を広くカバーしたものにするのか検討が必要と思います。

【意見】 吉本哲裕教育長

- ・ 水俣市総合計画及び水俣市教育委員会の事業構想をベースに、子どもの教育、文化、スポーツまで多岐にカバーした内容をできるだけコンパクトに大綱としてまとめたいですね。

【意見】 山田誠次委員

- ・ 設置要綱の第2条に、水俣市における教育、学術及び文化の振興等に関する総合的な施策の大綱とありますので、教育全般を広くカバーしたものが望ましい気がします。

【意見】 河田奈保子委員

- ・ 子ども達を立派な人材として育て上げるには、地域の力を高めること、市民全体の教育が必要なので、教育大綱は幅広く対応できるものであってほしいと思います。

【回答】 西田弘志市長

- ・ 今日の意見をふまえて、教育大綱の素案を作成し、第2回の会議で熟議できればと思います。

【意見】 河田奈保子委員

- ・ 今後の総合教育会議では、予算に関しては市長の権限ですので、教育の中で、私達教育委員が、ここに力を入れたい、ぜひ予算をつけてもらいたいと感じていることを中心に、市長と意見交換できたらと思います。

【意見】 西田弘志市長

- ・ 現在、水俣市の財政としては、支出が多く、新規の事業が中々出来ない状況ですが、メリハリが大事だと思っています。本当に必要なことには予算を付けたいといけません。現在、地方創生事業の話が国からきていますが、この事業を利用して、子ども達の教育に何かできないかと思っています。市独自の予算では苦しいので、国や県の事業をうまく利用できたらと思いますし、国や県から、話があったら、すぐ案をだせるようアイデアを温めておくことが必要だと思っています。

【意見】 荒木由紀子委員長

- ・最近は、教育委員会だけでは収めることのできない課題が多く、他の行政分野とのつながりが必要になっていますので、総合教育会議はとても意味があることと思います。

【意見】 西田弘志市長

- ・独立した行政機関がこのような話し合って連携していくことはとても大事だと思います。私は「水俣の教育」で人を呼び込めれば、地方創生といえると思います。水俣の教育を充実させ、子どもを安心して産み育てるまちづくりを推進すれば、「水俣に住みたい」「行ってみたい」という気持ちにつながると思っています。少子化の歯止めとして、子育て・教育は重要だと思います。

【意見】 山田誠次委員

- ・働く場所がほしいとよく言われますが、働く場所を作っても、交通網の発達した現在、他所から通ってくる人が少なくありません。しかし教育政策が充実して、水俣の教育が魅力的なものであったならば、水俣に住みたいという人が増えて、本当の人口増につながるのではないのでしょうか。

【意見】 西田弘志市長

- ・子育て世代にとっては「教育」、高齢者では「医療」が、「住みたいまち」として非常に魅力を感じるアピールポイントだと思います。

【意見】 吉本教育長

- ・今後の総合教育会議の中で、水俣の教育現場で、先生方が非常に苦勞されている現状があることを市長にも知っていただければと思っています。

【質問】 河田奈保子委員

- ・第2回総合教育会議で、教育大綱の素案を提案されるとのことですが、資料は事前にいただけますか。

【回答】 総務課 赤司係長

- ・今回の第1回目総合会議資料は事前にお渡しできませんでしたが、次回からは、事前に資料をお配りして、目を通していただいてから御意見をいただければと思っております。

その他お知らせ：第2回開催日 平成27年8月25日（火）午後1時30分から

